

佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七十二号

佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則の一部を改正する

規則

佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例施行規則

第一条中「佐賀県介護実習普及センター設置条例」を「佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例」に改める。

第三条第一号中「佐賀県介護実習普及センター」を「佐賀県在宅生活サポートセンター」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休所するときは、知事に協議しなければならぬ。

第五条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により開所時間を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

第七条を第九条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認申請）

第八条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（使用の制限）

第六条 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の使用を許可しないことのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 センターの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 センター内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 センターの施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請書の内容に偽りがあった場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第五号の規定によりセンターの施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第8条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

指定管理者 所在地
名 称
代表者 印

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 センターの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。